

# 週刊新社会

9月18日



2018年号外  
野田市版

振替 00140-0-149727 1ヵ月 600円 1部 150円 41円  
http://www.sinsyakai.or.jp/  
発行所：新社会党 E-mail/honbu@sinsyakai.or.jp

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-10 三辰工業ビル3F Tel. 03-6380-9960 Fax. 03-6380-9963

今週号本紙2面「道しるべ」はおさなみ前議員が書いています。ご笑覧を。

## オンブズマンがずさんな空調工事費を監査請求 3億1200万円の損害を市長と教育長が補填すべき

野田市オンブズマン（皆川純磨 代表幹事）は11日、小学校エアコン設置工事に関して市に損害を与えたとして、2件の住民監査請求を行った。エアコン工事については先月27日に提出した1件に次ぐもの。

オンブズマンは翌12日に柏記者クラブで記者会見を行った。これを受けて朝日と毎日の各紙が13日報道した（右写真）。

今回の監査請求の発端はエアコン業界にいた市民が、学校にガスエアコン導入はありえないと疑問を持ったこと。

情報公開で得た書類にずさんな設計単価見積りや、ガスエアコン導入を前提とするコスト比較が次々と見つかり、あわせて3億1,200万円も過大な支払いをしたことがわかった。

その一つはキュービクル（高圧受電設備）の設計単価掛け数を本来0.40とするところ（前年度の中学校全校と他の小学校はそうになっている）、8校で0.58としたことを見逃した結果、3,196万円を市に損害を与えたとするもの。

二つ目はガス方式を採用するに

方式	野田市積算価格	積算価格情報
ガス	見積価格×0.6	見積価格×0.45
電気	見積価格×0.5	見積価格×0.36

当たり、電気料金を野田市が使っていない高い東京電力料金で計算した上、維持管理費を法定耐用年数15年を超える20年で計算し、ガス方式が低コストだとして12校で導入した。

しかし、野田市が使用している新電力の料金と、維持管理費を15年で計算すると、電気式の方が

低コストになる。これによって生じた損害額は1億200万円となる。

もう一点は全20校に及ぶもので、空調機器見積価格に対する掛け率の上乗せが発覚。市は千葉県等の掛け率を聞いた上で、ガス方式では15ポイント、電気式で14ポイント高く設定した（左下表）。これで生じる損害額が一番大きく1億7,800万円。

3件合計で3億1,200万円に上り、この損害額を市長と教育長に補填するよう求めている。

### 決済は単なる回覧か

なお、この過程で野田市は小学校の実施設計に当たり、ガス方式と電気方式のコスト比較をせず、前年度の中学校の例によっ



たとしてホームページにお詫びを出していたが、8月22日に関係職員に対して訓告等の処分を行ったと、13日の総務委員会で明らかにした。

この比較をしていなかったことすら市民が情報公開を求めたことにより発覚したというお粗末さ。これでは決裁の手続きは空洞化し、単なる回覧に過ぎなかったと言われても反論できまい。

もちろん、これらを見逃した職員が責められるのは酷かもしれない。短期間にこれだけの工事をこなすことの大変さは想像できる。職員配置の不十分さは現在の「行政改革」による人事管理に起因するのではないか。

## 空調工事問題 一般質問の答弁に驚き これが税を使つての仕事振りかどと落胆

1 面の空調設備問題は一般質問でも小室美枝子議員（市民ネットワーク）によって取り上げられた。

小室議員は命さえ危険な猛暑の前にエアコンが導入されてよかつたと、野田市の取組を評価しながらも小学校の工事における問題点を以下のようにたどした。

それは①ガス方式エアコンと電気式のコスト比較で法定耐用年数で計算しなかったこと、及び安い新電力で電気料で比較しなかったこと、②キュービクルの設計価格で掛け数が 2 種類あること、③過剰な工事となった認識についてである。

答弁は驚くべきものだったが、いまさら間違つたことを議会に提案して議決させたと口が裂けても言えないとの観点からは当然であつたかもしれない。これが議会

質疑の限界だ。

まず、コスト比較で法定耐用年数は税法上のもので、実際はそれを越えても使用できると主張した。

それでは 20 年使えるとの保証は誰がするのか。フィルター掃除など日常のメンテナンスすら、通知したからやっているだろうとすませる無責任さがすでに明らかに

### 市は間違っていないと強弁するだけ

強弁はキュービクルの 2 種類の掛け数でヒートアップする。

同じ仕様でも設計者によって見積額が違ってくるのは通例で、メーカーの見積額を設計者の経験で実勢価格を反映した妥当な額を個別に決定するので、採用単価に問題ないと言い切ってしまう。

そして過剰な工事ではないとの認識を表明する。

なっている。標準的な年限を使うのは当たり前ではないか。

それは東電の電気料で試算した理由を考えるとご都合主義がにじみ出してくる。

東電を使ったのは新電力の入札は不安定であり、入札できなかったことを考えると安定した電気料金を使ったと答える。そうであるならばスタンダードの法定耐用年数で計算すべきで、それ以上に持ったら得したと考えるべきだろう。

しかし、職員が設計の際に、委託業者に対して県の掛け数を聞いている。それを知らながらその数字になっているかどうかチェックしたのか。ここが問われている。チェックしていれば、今回の問題はかなり解決していよう。

小室議員が 18% の違いをそのままスルーしてはいけない、良しとしたのかどうかと再質問したが、答弁はなかった。

この違いも東電料金を使った比較も職員に共有されていれば市民に違いをすぐ説明できたはず。キュービクルその他の掛け数にしても同じだ。

当初説明できなかったのは違いを見落としていたためとしか考えられない。議会では後付けで答弁を調整できる。

監査委員の事実に基づいた監査に期待されるが、監査委員事務局職員は市長部局と行ったり来たりで、市長の顔をうかがわざるを得ないが、代表監査委員がそこを突破することを期待したい。

### 点検マニュアルに腐朽例ありとの記載 先入観なく点検したかどうか問題

「とんとんみずき橋の腐朽により撤去せざるを得なくなったことについて責任の所在を明らかにするとともに関係職員等に対して懲戒手続をとることを求める陳情」の総務委員会審査で、当局の後付け主張が繰り返された。

橋の引渡し前に水仕舞いをやるべきだったと裁判で負けた主張だ。

引き渡し前にそれを主張せず、腐朽が明らかになってから主張してもそれは通じない。だから裁判

でも負けた。当時引き渡し前に道路については手直しがあつた。

橋の管理についても引渡し前に点検マニュアルを市は 2 年前に UR から受け取っている。そこには「腐朽した例もあり乾燥収縮により割れや狂いが生じやすい材でもある」と書かれている。

「50 年持つ」といマジックワードの前では、マニュアルの文字が目に入らなかったのだろう。

陳情は委員会でも不採択だった。